

## 規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇七九

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一六）の一部を次のように改正する。

別表第一医師の項を次のように改める。

医師	知事
総務部（地方職員共済組合埼玉県支部の業務に従事する者に限る。） 保健医療政策課（公益的法人等（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第七十二号）第二条第一項各号に規定する団体をいう。以下同じ。）に派遣される者に限る。） 総合リハビリテーションセンター 中央児童相談所 越谷児童相談所 保健所 精神保健福祉センター	

別表第三看護師の項中「障害者支援課（公益的法人等に派遣される者に限る。）」を削る。

### 附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。